

# 小山工業高等専門学校機関別認証評価専門委員会規程

制 定 平成20年4月1日  
最終改正 令和2年2月4日

## (目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校点検評価委員会規程第6条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校機関別認証評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

## (任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- 一 認証評価に必要な資料作成及び申請手続きに関すること。
- 二 認証評価を継続して受けるための施策に関すること。
- 三 その他認証評価に関すること。

## (組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 各学科長及び一般科長
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 前項第三号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (事務)

第5条 専門委員会に関する事務は、総務課において処理する。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、点検評価委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校機関別認証評価専門委員会規程(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。